

【保育園・幼稚園等の先生方へ】

渋谷区未就学児通所施設

巡回訪問相談利用のてびき



渋谷区子ども発達相談センター

目 次

○未就学児通所施設 巡回訪問相談支援事業について	
◆目的	2
◆巡回訪問チーム	2
◆巡回訪問相談の内容について	3
・相談対象児	
・定期訪問回数	
・巡回時間	
・保護者への報告	
◆巡回訪問相談当日の流れ	5
○巡回訪問相談の手順<フロー図>	6
○巡回訪問相談 1年間の流れ	7
○参考資料	
【資料1】 個人情報提供同意書（私立園用・サンプル）	9
【資料2】 個人情報提供同意書（公立保育園用）	10
【資料3】 個人情報提供同意書（公立幼稚園用）	11
【資料4】 保護者向け巡回相談ご案内「巡回訪問相談のお知らせ」	12
【資料5】 タイムスケジュール（サンプル）	13
○巡回訪問相談 ～よくある質問～	14
○子ども発達相談センター ～よくある質問～	18
○渋谷区未就学児通所施設巡回訪問相談支援事業実施要綱	19



関わりに悩むお子さんはいませんか？

運動面

- ハイハイをしない
- よく転ぶ
- 動きがぎこちない
- 手先が不器用

ことば

- ことばが遅い
- 会話がかみあわない
- 発音がはっきりしない

情緒面

- 癇癪がひどく、なかなかおさまらない
- 相手が嫌がっていることをやめられない
- 慣れない場所や初めてのことが苦手

行動面

- 1人遊びが多い
- 落ちつきがなく気が散りやすい
- 切り替えが難しい
- ポーっとしていることが多い
- 身支度や持ち物の始末ができない



乳幼児期は発達個人の差が大きい時期です。お子さんに合わせた関わりを続けながら長い目で成長を見ていくことが大切です。

集団の中で関わりに悩むお子さんへの対応にお悩みの際には、子ども発達相談センターの『未就学児通所施設 巡回訪問相談支援事業』をご利用ください。

園でのお子さんのご様子を拝見し、先生方と一緒にお子さんへの関わり方について考えます。



未就学児通所施設

巡回訪問相談支援事業について

◆目的

渋谷区では、平成27年度より、区内の保育園・幼稚園などを対象に『巡回訪問相談支援事業』を実施しています。

渋谷区子育てネウボウの理念に基づき、区内で保育所等の施設を利用する子どもが一人ひとりの個性に合わせた支援が受けられるよう、保育の中で先生方が関わりに悩むお子さんの対応の仕方について、子ども発達相談センターの専門職が助言をします。

お子さんがより豊かに集団生活が送れるようになることを目的に、対応の工夫について一緒に考えます。

- ▼子ども発達相談センターでは園からの依頼を受け、区内の保育園・幼稚園などの巡回訪問相談を行います。
- ▼巡回訪問相談では、お子さんの発達障害の有無を判定することはできません。
- ▼事業の目的は園の中でより良い支援方法を探ることであり、転園や退園を勧めるものではありません。
- ▼私立保育園の加配についての相談は、「保育課保育管理係」にお問合せください。
- ▼私立幼稚園の加配についての相談は、「子ども青少年課私学主査」にお問合せください。



◆巡回訪問チーム（専門相談員）

基本的に子ども発達相談センターの「臨床心理士」（公認心理師）が園に伺います。

必要に応じて言語聴覚士、理学療法士、作業療法士がスポット訪問をします。

相談員は原則として名札を着用しています（園の状況によっては着用しないことも可能です）。

◆巡回訪問相談の内容について

【在園するお子さん全ての保護者に説明し同意を得ます】

相談対象児

集団での生活を送る中で、人との関わり方／言語・コミュニケーション／注意・集中／感覚運動／情緒・感情などの関わりに悩むお子さんの内、各園の発達支援コーディネーター等を中心に確認を行った上で、対象児を決めています。

巡回訪問相談予約マニュアルを参照し、渋谷マイポータルから予約登録をしてください。

※定期訪問予約と同じタイミングで行います。

- ① 全体を把握するために、保育の中で関わりに悩むお子さんを『子どものリスト』に入力してください。

在籍人数の1割程度を上限の目安としてあげてください。

(療育、医療、相談機関に関わっているお子さんを含む)

- ② 『子どものリスト』の中から、園で巡回訪問相談に申込みたいお子さんを決めて「個人票」(性別、生年月日、お子さんの園での様子や相談したい内容等)を作成してください。

訪問日の2週間前までに提出してください。(個人情報の取扱いにはご注意ください。「個人票」はセキュリティ対策の上、子ども発達相談センターにメールで送付してください)

*既に療育などの専門機関利用の場合は、その機関との連携をお願いします。

定期訪問回数

初回の助言によるお子さんの変化や経過の確認のため、年度内に3回まで訪問させていただきます。

※必要性により回数減もあります

※独自に臨床心理士等による行動観察と保育者への助言等を行っている園が区の巡回訪問相談を併用される場合は、事前にご相談ください。

※訪問予約は渋谷マイポータルから行います。(別途通知)



巡回時間

巡回訪問時間は、観察とカンファレンスを含め原則として 9:30~13:00 とさせていただきます。

- ① 当日の 9:30 頃、担当の相談員が園に伺います。
- ② お子さんの様子について園の先生と簡単な打合せを行います。
- ③ 午前中に相談員がお子さんの様子を観察します。

その後、先生方とお子さんへの関わり方や対応などについてカンファレンスを行います。

- なお、カンファレンスについては、当日夕方などのオンラインや電話での対応も可能ですので、ご相談ください。
- 時間内での実施について、保育運営体制などの調整のご協力をよろしくお願い致します。

保護者への報告

相談内容を園内で共有後、各園長及び担任よりご報告ください。

巡回時の様子について、保護者の方から直接子ども発達相談センターに問合せいただいても、お答えすることはできません。



◆巡回訪問相談当日の流れ

- ① 当日の9：30頃、担当の相談員が園に伺います。

観察前に、お子さんの様子について園の先生と簡単な打合せを行います。

お子さんについて相談したいことの確認や、当日の園の活動に合わせた相談員の動きについてお聞きします。



そのための資料を準備してください

お子さんの相談したいところが見えやすい活動を考え、タイムスケジュールの用紙（様式任意）【資料5】に必要事項を記入の上、当日の朝、相談員に直接、提出してください。

*特に観察をしてほしい園内での活動に
☆印をつけてください。



- ② 相談員が、園の活動の中でお子さんの様子を観察させていただきます。
必要に応じてお子さんに直接関わらせていただく場合があります。
- ③ 観察したお子さんの様子や先生方から伺った様子をもとに、お子さんへの対応の仕方、課題や環境設定の工夫などについて話し合いをさせていただきます。話し合いは13：00までに終了するよう、ご協力よろしくお願い致します。
- ④ 巡回訪問相談終了後、園全体でお子さんへの対応・支援について共有していただければ幸いです。





巡回訪問相談の手順



子ども発達相談センター

保育園・幼稚園など

保護者



入園時、巡回訪問相談事業を利用する旨を在園するお子さん全ての保護者に説明し同意を得ます。(同意書はお子さんが卒園するまで園で保管してください)

園より説明を受けたうえで同意書にサインをします。

<4月>渋谷マイポータルから各園の申込み状況を確認します。

<年度当初>巡回訪問相談予約マニュアルを参照し予約等、必要事項を入力します。



下記の3点を年度当初、保護者に周知をします。
① 事業を利用する旨
② お子さんに関する事項を子ども発達相談センターと共有する旨
③ 巡回の日時

巡回訪問相談当日の流れ参照

- ① 当日のスケジュール
- ② お子さんの観察
- ③ お子さんの状況など、園でのよりよい関わり方について先生方と話し合いをします。

巡回訪問相談で話合ったことを園長及び担任からお伝えします。

巡回訪問相談で話合ったことを園長及び担任から聞きます。

巡回訪問相談 1年間の流れ

- (1) 毎年4月1日付けで「未就学児通所施設巡回訪問相談支援事業」の実施通知を各園にメールでお送りします。
- (2) 通知に基づき、園は入力可能期間中に「渋谷マイポータル」で年間3回の巡回訪問の予約と「子どものリスト」への入力を行います。
(入力方法等に関しては、別途マニュアル参照)

	保育園・幼稚園・幼保一元化施設等	子ども発達相談センター
4月	渋谷マイポータル1年間分(3回)の訪問日予約& 「子どものリスト」入力 (入力可能期間は実施通知に記載)	4月1日実施通知 担当心理士：()
5月	巡回訪問 1回目 予約 月 日 () 9:30~13:00 ◆巡回日の2週間前までに 個人票を提出	
6月		当日の流れは P5参照
7月		
8月		担当心理士
9月	巡回訪問 2回目 予約 月 日 () 9:30~13:00 ◆1回目との変更点などが あれば担当心理士に連絡	
10月		
11月		担当心理士
12月		
1月	巡回訪問 3回目 予約 月 日 () 9:30~13:00	園でのご様子によっ ては、訪問回数減も あります。
2月		
3月		担当心理士

【参考資料】

【資料1】 個人情報提供同意書（私立園用・サンプル）

【資料2】 個人情報提供同意書（公立保育園用）

【資料3】 個人情報提供同意書（公立幼稚園用）

【資料4】 保護者向け巡回相談ご案内「巡回訪問相談のお知らせ」

【資料5】 タイムスケジュール（サンプル）

個人情報提供同意書

私は、渋谷区未就学児通所施設巡回訪問相談支援事業実施要綱に基づく事業を利用するにあたり、子どもの必要な個人情報(児童票 or 教育補助カードに記載されている情報)を、渋谷区子ども発達相談センターへ提供することに同意いたします。

園長 殿

令和 年 月 日

(保護者)

<氏名> _____

<児童氏名> _____

(平成・令和 年 月 日生 男・女)

← きょうだいで入園する場合もあるので

<児童氏名> _____

(平成・令和 年 月 日生 男・女)

個人情報提供同意書

私は、渋谷区子ども発達相談センターの巡回訪問チームが、児童の健康管理や成長の支援を目的とした適切な助言を保育士に対して行うために、保育園が保管している児童票に記載された個人情報について、渋谷区子ども発達相談センターへ提供することに同意します。

渋谷区長 殿

令和 年 月 日

(保護者)

<氏 名> _____

<住 所> _____

<児童氏名> _____

<児童氏名> _____

個人情報提供同意書

私は、教育補助カードに記載された個人情報について、渋谷区子ども発達相談センターの巡回訪問チームが、幼児の健康管理や成長の支援を目的とした適切な助言を幼稚園教員に対して行うために、幼稚園が保管している教育補助カードに記載された個人情報について、渋谷区子ども発達相談センターの巡回訪問チームに提供することに同意いたします。

また、外部人材活用の委託先である非営利活動法人 ぴゅあ・さぽーと に対し、必要に応じて情報共有を行い、委託先が配属する介助員から幼稚園の教育活動における支援等を受けることに同意します。

渋谷区教育委員会 殿

令和 年 月 日

(保護者)

<氏 名> _____ (自署)

<住 所> _____

<幼児氏名> _____

<幼児氏名> _____

未就学児通所施設

巡回訪問相談のお知らせ



渋谷区子ども発達相談センターでは、お子さんがより豊かに集団生活が送れるように、臨床心理士等の専門職員が、区内の保育園・幼稚園・幼保一元化施設等を巡回して、お子さん一人ひとりの個性と発達に合わせた支援・対応を、園の先生方へアドバイスします。

- 園の先生から日常の様子をお聞きし、保育中でのお子さんの様子を観察します。保育中でのより良い関わりなどについて園の先生へ助言します。その内容は園から保護者にお伝えします。
- 巡回訪問相談は、園からの依頼により行っています。
- 実施に当たり、個人情報の保護に十分留意しています。(保護者の同意を必要としています)



出会う、集う、語る、つながる。地域みんなで子どもを育てる。渋谷区子育てネウボラみなさんが不安なく少しでも喜びの多い子育てができるよう妊娠期から18歳になるまでのすべての子どもとそのご家族をサポートします。



子ども発達相談センターのご案内



子どもの発達や育児について、不安や悩みなどの相談をお受けします。一人ひとりに応じた支援を保護者と一緒に考えていきます。お気軽にご相談ください。

宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ 7階

☎ :03-3463-3786



トランポリン・フランクなど



おもちゃ棚



建物外観

【資料5】

例 巡回訪問相談タイムスケジュール (*当日、提出してください。)

訪問日 月 日 () 9:30~

訪問日の保育計画 *対象児がいないクラスは、未記入で構いません

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	スケジュール確認・対象児童の確認など					
10:00		散歩		制作 (クラス)	☆制作 (クラス)	食育 (ホール) 散歩
		☆楽器 あそび (クラス)		☆鬼ごっこ (園庭)		
11:00		着替え 給食		着替え 給食	着替え	着替え ☆読み 聞かせ (廊下)
					給食	給食
12:00	午睡					

*観察をしてもらいたい園内での活動に、☆印をつけてください。



巡回訪問相談

～よくある質問～

Q1 巡回訪問相談を依頼する時は、保護者から同意書を得る必要がありますか

A1 お子さんの個人情報を、園と子ども発達相談センターの相談員が共有するためには、個人情報保護の観点から、保護者の同意を得ていただくことが必要になります。

巡回相談の目的や内容をご説明し、保護者から承諾をいただくために、「巡回訪問相談のお知らせ」をご利用ください。

個人情報について

個人情報保護法では、氏名、生年月日、住所、顔写真など、特定の個人に関する情報（他の情報と照らし合わせれば、特定の個人に結び付く情報も）を収集するときには、

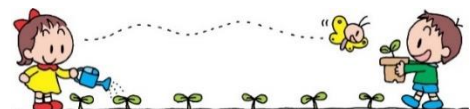
- ①使う目的を本人に知らせ、その目的以外に使用しないこと
 - ②目的以外のことに使用する場合は本人の同意を得ること
 - ③第三者に情報を渡すときには本人の同意を得ること
- などが定められています。



巡回訪問相談のために提出していただくお子さんの情報も個人情報であり、園と子ども発達相談センターの相談員がお子さんの情報を共有することは、③の第三者提供にあたりますので、保護者の同意を得ていただく必要があります。

保護者の承諾があることで、園と相談員が安心して情報を共有し、お子さんへの望ましい対応を考えることができます。

提供いただく個人情報は、子どもの健康管理や成長の支援を目的とした適切な助言を保育士等に対して行うため、公立保育園では児童票、公立幼稚園では教育補助カードに記載された内容です。私立園においても公立園に準じて適切なお対応をお願いします。



Q2 巡回訪問相談について、保護者にどのように説明したらよいですか

A2 お子さんがより楽しく園生活を送れるように、巡回訪問相談を利用して対応を工夫するため専門職からの助言を受けたい旨をお伝えください。

また、園と子ども発達相談センターの相談員が話した内容については、園がお子さんへの対応を工夫するためのみに用いられ、保護者の承諾なく園外に出ることはないこと、子ども発達相談センターの相談員が、お子さんについての情報や、巡回時の様子を口外することはない旨もご説明ください。

Q3 どのような活動を見てもらうのがいいですか

A3 特別な場面を設定していただく必要はありませんが、お子さんの相談したい点が見えやすい活動の場면을観察することができると、より状況に即した具体的な対応についてお話しできると思います。

Q4 専門機関を利用しているお子さんも対象になりますか

A4 児童発達支援事業所等を利用しているお子さんについては、その機関との連携をお願いします。

お子さんに合った対応の工夫をお知りになりたい場合には、保護者と直接お話しされるか、保護者の承諾を得たうえで、お子さんが利用されている専門機関と情報交換される事をお勧めします。

Q5 他区に居住しているお子さんも見てもらえるのですか

A5 対象児は原則渋谷区民としますが、他区に在住していても区内の園に在籍しているお子さんについては巡回の対象となります。



Q6 児童発達支援の利用等について判断してもらえますか

A6 子ども発達相談センターの巡回訪問相談では、お子さんがより豊かに集団生活が送れるようになることを目的に、対応の工夫について一緒に考えることを目的に行っており、お子さんの障がいの有無や児童発達支援の適否について判断することはできません。

保護者が直接医療機関を受診することや、子ども発達相談センターへのご相談をお勧めください。

Q7 巡回相談チームの専門性や役割について教えてください

A7 基本的に子ども発達相談センターの「臨床心理士」（公認心理師）が園に伺います。必要に応じて、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士の専門職が訪問します。

心理士	ことばが遅い、友達と遊ばない、活動から外れる、友達とトラブルになりやすい、気持ちの切り替えが苦手等、発達全般や情緒的な問題、集団への適応について、関わりに悩むお子さんについてのご相談に応じます。
言語聴覚士	発音がはっきりしない、つかえながら話す、ことばが遅い等、ことばの遅れや聞こえなど、コミュニケーションについてのご相談に応じます。
理学療法士	ハイハイをしない、歩くのが遅い、よく転ぶ、麻痺等があるので関わり方を知りたい等、運動発達についてのご相談に応じます。
作業療法士	力加減やバランスのコントロールが苦手運動のぎこちなさ、手先が不器用さ、ざらざらべたべたした感触を極端に嫌うなど感覚の過敏さについての相談に応じます。



Q8 就学支援シートをどのように活用すればいいですか？

A8 小学校への入学にあたり、保育園・幼稚園等や療育機関、家庭などでお子さんの成長に関し今まで大切にしてきたことや、小学校に引き継ぎたいことがあれば、「就学支援シート」を活用してみましょう。

このシートは、お子さんが今まで培ってきた力を十分に発揮し、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について、入学する学校と一緒に考えていくための資料です。

お子さんの良いところ、伸びたところ、得意なことなど、お子さんの大切にしたいこと、また、お子さんがどうしても苦手なことや、不安になった時の対応の仕方なども事前に伝えましょう。

校長先生や副校長先生は、保護者から直接お子さんの様子を聞き取ることで、お子さんが意欲的に学習に取り組むことのできる環境設定（指導内容や教材、教具、言葉かけや補助の仕方）の工夫など、必要と思われる支援や配慮について事前に準備することができます。

就学支援シートの流れ

- ① 教育委員会から幼稚園、保育園、療育機関等に「就学支援シート」を配布します。保護者が就学支援シートの作成を希望する場合は、10月以降にお渡しください。
- ② 保護者の方が記入後、通園している幼稚園、保育園等へ、記入の依頼をします。先生方が記入後、保護者へ戻します。必要に応じて、保護者の方がその他の機関（療育機関等）に記入を依頼します。
- ③ 保護者の方が、2月下旬頃までに、入学する学校に就学支援シートを持参し、面談を行います。（面談は、予約が必要です。保護者の方から事前に学校（副校長）に連絡をします。）

小学校に毎日楽しく通えて、子ども達一人ひとりが輝ける場となるように、「就学支援シート」をぜひご活用ください。

問合せ先：渋谷区教育委員会事務局 学務課 特別支援教育係
TEL03-3463-2993（直通）

※令和5年4月 特別支援教育係は
学務課から「教育センター」に移管します。





子ども発達相談センター ～よくある質問～

Q1 子ども発達相談センターでは、どのような相談・支援をしているのですか？

A1 最初の面接では、保護者からお話を伺ったり、お子さんと一緒に遊んだりしながら、様子を見させていただきます。その後、複数の専門職でお子さんの発達の特性への理解を深め、対応方法などについて考えていきます。必要に応じて、発達検査を行ったり、医師相談や療育をお勧めしたりすることもあります。

Q2 どのような場合に、子ども発達相談センターの利用を勧めたらいいのですか？

A2 お子さん自身が園生活の中で困っている状況が見られたり、保護者がお子さんの発達を心配され対応に困っていらっしやったりするような場合には、子ども発達相談センターの利用をお勧めください。

Q3 保護者に、子ども発達相談センターの利用を勧めるには、どのように伝えればいいのですか？

A3 お子さんについての保護者のご心配や困りごとを聞き取り、保護者や園と一緒にお子さんへのよりよい関わり方を考える場として子ども発達相談センターをご紹介いただけたら良いと思います。



園での様子について、日頃から保護者と、お子さんの様子の共有をしておくことが大切です。

具体的な例を挙げながらお子さんの様子を伝えてみてください。

渋谷区未就学児通所施設巡回訪問相談支援事業実施要綱

平成27年3月24日 制 定

令和 5年1月11日 一部改正

令和 5年3月24日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、渋谷区子育てネウボラの理念に基づき、区内で保育所等の施設を利用する子どもが一人ひとりの個性と発達に合わせた支援が受けられるよう、渋谷区子ども発達相談センター巡回訪問チーム（以下「巡回訪問チーム」という。）が施設に定期的に訪問し、保育士等に対し保育内容や保護者への対応・支援についての適切な助言を実施することにより、支援を要する乳幼児の福祉向上と親子の良好な関係づくりを促進することを目的とする。

(巡回訪問チームの構成員等)

第2条 巡回訪問チームの構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 臨床心理士等の専門的知識を有する者
- (2) 子ども発達相談センターの職員のうち子育てネウボラ担当部長が指名した者

2 巡回訪問チームは、子育てネウボラ担当部長の指揮に服する。

(事業の内容)

第3条 巡回訪問チームは、区内の保育所、認定こども園、幼稚園、子育て支援センター等（以下「施設」という。）を訪問し、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 施設を利用する発育、発達、情緒、行動等に関し課題又は不安がある乳幼児（以下「要支援児等」という。）の相談に関する事。
- (2) 施設の職員に対する助言指導に関する事。
- (3) 要支援児等の保護者に対する相談、助言指導等に関する事。
- (4) 関係機関の紹介、移行等に係る支援に関する事。
- (5) 発達に関する研修に関する事。
- (6) 発達支援コーディネーターの育成及び研修に関する事。

(事業の実施方法)

第4条 巡回訪問チームは、施設からの依頼により前条の事業を実施することとし、その実施方法については子育てネウボラ担当部長が別に定める。

(個人情報の保護)

第5条 本事業の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第

57号) の定めるところにより、子ども及び保護者の個人情報の保護に十分留意しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事務手続及び文書の様式については、子育てネウボラ担当部長が別に定める。

附 則 (平成27年3月24日区長決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月11日区長決裁)

この要綱は、令和5年1月11日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日部長決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



渋谷区未就学児通所施設
巡回訪問相談利用のてびき
令和5年3月発行

渋谷区子ども発達相談センター
〒150 - 0042

渋谷区宇田川町 5-6 渋谷区子育てネウボラ 7階
☎03 - 3463 - 3786